

GPF (2014年11月6日) 出席報告

パナソニック(株) 経理・財務グループ 審議役 やまだ ひろし
山田 浩史

1. はじめに

2014年11月6日に、ロンドンの国際会計基準審議会 (IASB) で世界作成者会議 (GPF) が開催され、12名のGPFメンバー、IASBの理事 (5名) とスタッフが参加した。日本からはソニー株式会社の本澤豊氏と筆者が参加した。

本稿では、今回の会議で取り上げられた以下のテーマに関する議論の概要を紹介する。なお、文中、意見にわたる部分は筆者の私見である。

- IASB アップデート (収益認識、リース)
- IFRS 解釈指針委員会のアップデート
- 調査活動
- 排出権取引
- 持分法の再検討
- 開示イニシアティブ (プロジェクトのアップデート、一体性の原則、キャッシュ・フローの開示)

2. IASB アップデート

① 収益認識

収益認識について、移行リソースグループが形成され、2回の会議が開催されており、ライセンスなどについて議論が進められていること

が紹介された。このグループは実務の課題を議論するが、ガイダンスを出すことはしないという説明がIASBスタッフからあった。主な意見は次のとおりである。

- 複数の参加者から、ガイダンスを出さないとすると、移行リソースグループは適用に関する課題をどのように解決する仕組みになっているかという質問があった。これに対して、IASB理事から、移行リソースグループの議論は、適用の課題を明確にして、基準をどのように適用するかについてのヒントを与えるという説明があった。
- 日本の参加者から、ライセンスについて、IFRS第15号「収益認識」では、スターティック (静的) ライセンスとダイナミック (動的) ライセンスの2つの考え方が示されているが、米国基準の映画会計 (IFRSのスターティック・ライセンスの処理と同様) とのコンバージェンスを図ることができるのかという質問があった。これに対して、IASB理事から、IFRSは原則主義であり、ライセンスのどちらを適用するかガイダンスは出さないで、実態に応じて判断してほしいというコメントがあった。

② リース

リースについては、8月にリースのアップ

データ資料を作成し、IASBのリース会計基準の改訂の必要性をまとめたことと、借手のリース会計について、米国財務会計基準審議会(FASB)とのコンバージェンスを可能な限り図る努力をしていることや、リースの定義についても議論を進めていることが紹介された。主な意見は次のとおりである。

- 日本の作成者から、FASBとのコンバージェンスについて以下の意見が出された。最近、IASBの関係者から借手のリース会計基準の改訂案について、FASBとの差異は大きくないというコメントがなされているが、現状では、提案されているモデル(IASBが1モデル、FASBが2モデル)が大きく異なり、P/Lのリース費用の処理も異なり、差異は大きい。両者のコンバージェンスが達成できないと、多国籍企業は、リース会計について、2種類の情報をグループ会社から集める必要がある、実務負担が極めて大きくなる。先ほどリース会計基準の改訂案については最終段階にあるという説明があったが、市場関係者は納得しておらず、最終段階だとは考えていない。リース会計基準の改訂については、コンバージェンスが必ず達成できるようにFASBとの調整を進めてほしいという意見が出された。FASBとのコンバージェンスについては、他の複数の参加者からも同様の懸念の声があげられた。

これに対して、IASB理事からは、この件については、懸念は聞いており、コンバージェンスを達成する努力はするが、IASBは1モデルが正しいと考えており、FASBは2モデルが正しいと考えていることが、ジレンマであるというコメントがあった。

- 他の参加者から、リース会計基準の改訂について、適用や解釈にばらつきが発生する懸念があり、移行リソースグループを作ってほしいという要望があった。

- 米国の作成者からは、オペレーティング・リースについて、なぜ、IASBとFASBの考えが違うのかという質問があった。これに対して、IASBはオペレーティング・リースについても、ファイナンス・リースと同様に資産の購入に近いと考えている一方、FASBは、ファイナンス・リースは資産の購入に近いと考えているが、オペレーティング・リースは一定期間にわたる資産へのアクセス権と考えているところが異なるという説明がIASB理事からあった。

3. IFRS 解釈指針委員会のアップデート

① 収益の外貨換算

収益の外貨換算のスポット・レートについて、以下の3つの見解があり、IFRS 解釈指針委員会で検討が進められている。

見解 A：契約時点

見解 B：前払金の受取り時点

見解 C：収益の認識時点

どの見解を支持するかについて、メンバーから意見が求められた。主な意見は以下のとおりである。

- 参加者からは見解 B または見解 C を支持する意見が出されたが、見解 C の支持がやや多かった。IASB スタッフからは、現行の実務からは実際の為替は現金の支払いの時に影響を受けるので、見解 B の支持のほうが多いと予想していたがやや意外感があるというコメントがあった。これに対して、アメリカの作成者からは見解 C が多くなったのは収益認識の新基準の影響があるかもしれないという指摘があった。また、見解 B は現行の米国基準と整合性があるというコメントもあった。

② 高いインフレ国における外貨換算

ベネズエラなどの高インフレ国では、法定の為替レートが実態と乖離しているケースがあり、法定レートを使って財務諸表を換算すると実態と感覚が合わないという指摘がある。これを受けてIFRS解釈指針委員会では本件について解釈指針を作成するかどうかを検討していたが、解釈指針を作成しない方向で本年7月に暫定合意している。しかし、本件は関係者の反応を聞いて再検討することになっている。これに対する主な意見は以下のとおりである。

- 本件の対象としては、出席者から、ベネズエラ以外に、アルゼンチンやカザフスタンにある子会社でもこのような事例があり、解釈指針委員会に適用指針を作ってほしいと意見が複数から出された。
- ベネズエラのように法定レートとは別の公式レートがあるケースもあり、このような場合は複数のレートの加重平均が適切な場合があるので、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」の狭い範囲の見直しが望ましいという意見が参加者から出された。

③ IFRS第3号「企業結合」の適用後レビュー

適用後レビューで、のれんから無形資産を区分することについては賛否両論があり、のれんの非償却についても賛否両論があることが紹介された。今回、新たな試みとして学術研究の成果を分析し、現行のIFRSの企業結合会計の処理が妥当であるという証拠が得られたという報告があった。これに対する主な意見は以下のとおりである。

- 日本の作成者から、IASBは学術研究の分析の結果、現行の企業会計の処理が妥当と結論付けているが、以下の理由からこれには違和感があるという指摘があった。IASBはのれんの減損と株価に負の相関関係がある学術研究を証拠にあげているが、これは当然の関係

であり、日本のようにのれんの償却と減損をセットで行っている会計基準を適用しているケースでも、同様の負の相関関係が得られるであろうと推測される。従って、このデータは証拠として十分ではない。また、減損のタイミングが遅れることや減損関連による利益操作(earning management)があるという学術研究があげられているが、これは現行のIFRSの会計基準の妥当であるという見解と反対の証拠になる。

4. 調査活動

調査活動からスタートして、基準開発まで、進行する新しいプロセスが説明された。従来は、調査活動が不十分のまま、アジェンダが設定されると、論点整理から基準開発に進んでしまい、途中でうまく進まないことや、基準開発に長い期間を要するなどの問題が発生することがあったが、新しいプロセスで、調査活動により、このような問題が解決され、基準開発の見込みが立ったものは公開草案に進めていくという説明があった。また、主な調査活動のテーマについても紹介があった。調査活動についての主な意見は以下のとおりである。

- 日本の作成者から、新しいプロセスでは、調査活動から始まって、論点整理を発行した後に、公開草案に進むところのテーマ設定の関所の閾値が以前と比べて低くなっているのではないかという指摘があった。また、日本では基準開発のテーマについて、企業会計基準委員会(ASBJ)ではなく基準諮問会議が中心にテーマを設定しているが、IASBの場合はどうなっているかという質問があった。これに対して、IASBのスタッフからは、新しいプロセスでは、特定のテーマについて、論点整理の中から基準開発のステップ(公開草

案)に進むかどうかは、最終的にはIASBが決定しているが、会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)の意見を聞いており、3年ごとのアジェンダ・コンサルテーションで市場関係者からの意見も聞いているという回答があった。

- 他の日本の参加者から、基準開発のテーマ設定について、コスト・ベネフィットの分析はできるだけ早い段階でやってほしいという意見が出された。これに対してIASB理事からはコスト・ベネフィットの検討は大切であり、この点に関わる場合はできるだけ早い段階で作成者に参加してもらうことが重要であるというコメントがあった。

5. 排出権取引

排出権については、IFRIC第3号「排出権」を2004年に発行したが、2005年に撤回になり、その後、キャップ・アンド・トレードの会計処理については、暫定的な決定をしたが、再検討が必要であり、多くの論点について、まだ議論ができていないという説明があった。また、排出権について、IASBでは会計処理のガイダンスが示されていないので、会計実務のばらつきが生じている。排出権取引に関する主な意見は以下のとおりである。

- 排出権取引については、参加者の企業の取引がキャップ・アンド・トレード方式の対象となっているケースもあり、会計処理のガイダンスが必要である点は、多くの参加者が同意した。
- 欧州の作成者から、排出権の会計処理について、資産・負債を両建てするのではなく、ネットのポジションで考えるべきであるという指摘があった。
- 複数の作成者から、排出権の会計処理を検討

するにあたって、ビジネスモデルを考慮すべきであり、多くの製造業には生産(production)モデルが該当し、金融機関や商社などは金融商品モデルが該当するだろうという意見が出された。

- 日本の作成者から、日本ではASBJが排出権取引についての実務対応報告を開発しており、排出権を割り当てられた段階では資産を認識せず、利益が発生するのが確実になった段階で、利益を認識するなど保守的な会計処理になっていることが紹介された。

6. 持分法の再検討

持分法をシンプルにしてほしいという要望があり、調査プロジェクトを開始し、持分法の課題や代替案(原価法、公正価値評価)について説明がなされ、意見交換が行われた。主な意見は以下のとおりである。

- 参加者からは、持分法は簡易連結(1行連結)なのか、(金融商品のような)投資の評価なのかというコメントがあった。この点については、意見が分かれていたが、簡易連結と考える意見がやや多かった。
- 現状の持分法は、実務に定着しており、代替案より優れているので、変更する必要がないという意見が複数から出された。
- 代替案については、以下のように問題があるという指摘がなされた。原価法については、配当によってしか持分会社の価値を反映できないため、配当政策によって、これらの会社の価値を親会社の財務諸表に十分反映できないケースが多い。公正価値評価については、実務的に公正価値(FV)を入手することが困難なケースが多く、公正価値の計算にコストがかかることに加えて、FV-PLの場合は、損益の変動(ボラティリティ)が拡大する懸

念がある。PV-OCIの場合は、ノン・リサイクルであればP/Lに損益を反映できない問題があり、仮にリサイクルするようにした場合でも、P/Lに損益を反映できるタイミングが遅すぎるといった問題がある。

- 20%以上の持分を保有しているも、持分法を適用するためのデータを入手することが困難なケースがあり、このような場合は、当該会社に影響力を行使しているといえないので持分法を要求するのは適当ではないという意見があった。
- 全体として、参加者からは現状の持分法を見直すことに否定的な意見が多かったが、なぜ、持分法を見直そうとしているのかという質問があった。これに対して、IASBスタッフからは、持分法の適用が国によって異なり、連結に準じた処理（相殺や内部利益排除など）をきっちりしないケースもあるので、もっと簡単な方法に変えるべきという意見があるのが1つの理由であるという説明があった。

7. 開示イニシアティブ

① プロジェクトのアップデート

開示イニシアティブについて、調査プロジェクトとして、重要性和開示原則があり、開示原則については、2015年第1四半期に論点整理の公表をめざしているという説明があった。これに対する主な意見は以下のとおりである。

- 日本の作成者から、本日議論される一体性

(cohesiveness)の原則とキャッシュ・フローの開示については、開示原則の論点整理に含まれるのかどうかという確認があった。これに対して、IASBスタッフから、これらは開示原則に含めるが、内容はハイレベルの原則に留めるという回答があった。これに対して、日本の作成者からは、この2つは「財務諸表の表示」プロジェクトでも難航したテーマであり、また、FASBの開示イニシアティブの検討対象にも含まれていないので、コンバージェンスの観点からもIASBの開示原則の開発には含めないほうが良いというコメントがあった。また、この作成者から、調査活動のテーマに「業績報告」があがっているが、これは以前の「財務諸表の表示」プロジェクトでも反対が多かったテーマと同様であるが、なぜ調査活動に取り上げられたのかという質問があった。これに対してIASBスタッフからは、利用者からの要望があり今年6月に新たにテーマアップされたという回答があった¹。

② 一体性の原則

一体性の原則については、「財務諸表の表示」プロジェクトで検討されたように、3つの財務諸表（財政状態報告書、包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書）で、セクション（事業、財務、税金など）やカテゴリー（営業、投資など）の一体性を確保する提案である。今回は、財務諸表だけでなく、注記まで、一体性の確保（例えば、クロス・レファレンス）をすることが提案されている。これに対す

1 一体性の原則とキャッシュ・フローの開示については、当初の開示フレームワークの対象には入ってなかったが、調査活動を経由して、開示原則の論点整理の含まれることになっている。少しでも関連するテーマであれば、調査活動がテーマの範囲を拡大する実質的な入口になっていることが懸念される。また、「業績報告」を今年6月に新たなIASBのテーマにすることで暫定合意されているが、これは、作成者や日本の関係者から懸念の大きかった「財務諸表の表示」プロジェクトの実質的な復活になる可能性がある。このように重要なテーマについては、本来はアジェンダ・コンサルテーションのプロセスを通すのが適当であると考えられる。

る主な意見は以下のとおりである。

- 開示フレームワークの一般原則としては、一体性の原則を導入することには複数の参加者から賛同があった。ただし、注記まで一体性の原則を確保することには異論が出され、一体性については財務諸表の本体に絞るべきであるという意見が出された。
- 他の参加者からは、一体性の原則は「財務諸表の表示」プロジェクトで取り扱うべきであり、開示イニシアティブでは、開示の基本原則のみに絞るべきであるという意見があった。
- 日本の作成者から以下の指摘があった。一体性の原則については、基本精神としては良いかもしれないが、具体的に3つの財務諸表に適用するとすると困難に直面することが「財務諸表の表示」プロジェクトの経験でも分かっている。3つの財務諸表については、それぞれの目的が異なり、完全な一体性を実現したセクションやカテゴリーに分ける必要はないのではないか。また、包括利益計算書の営業利益が定義されていないため、一体性の議論には相当の時間を要することが考えられ、優先順位の観点からもIASBの開示原則の論点整理に一体性の原則を含めることは再考すべきである。他の複数の参加者からも、一体性の原則を実務に適用する難しさを懸念する声や、3つの財務諸表で一体性を求めることが必ずしもベストなアプローチではないという意見があった。

③ キャッシュ・フローの開示

英国財務報告評議会（FRC）が準備した

「キャッシュ・フローの開示」の資料をもとに議論がなされた。FRCの提案では、キャッシュ・フロー計算書の営業キャッシュ・フローの分析について、現行の税引前利益からスタートするのではなく、営業利益からスタートすべきであるとしている。また、営業キャッシュ・フローのうち、顧客から受け取った現金、供給者に支払った現金、従業員に支払った現金等の開示も求めている。さらに、営業キャッシュ・フローの運転資金の増減について、売上増によるもの、現金回収遅れによるものなど、要因別に分解することを求めている。これに対する主な意見は以下のとおりである。

- 営業利益からスタートする営業キャッシュ・フローについては、煩雑であり、また、IFRSでは営業利益が定義されていないので、現実的には作成が難しいという意見があった。一方、営業利益からスタートするほうが整合性を図ることができ、IAS第7号の導入以前に経験があるので対応可能という意見があった。
- 顧客から受け取った現金等の開示を求めている点については、このような要求項目が多くなる恐れがあり、結果的に強い反対を受けた直接法キャッシュ・フロー計算書の開示を求めることに近くなることを懸念する声があった。
- 提案されているキャッシュ・フローの開示に対応するためには情報システムの変更等でコストがかかり、それに対応する便益が得られるか疑問であるという意見が多かった。また、これらの開示に対応する実務が複雑で適用の困難さについての懸念の声があった。